

桂川町監査告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象 健康福祉課
- 2 監査の実施年月日 平成29年1月12日・13日・16日・17日
- 3 監査の内容 主として平成27年度事務等全般の執行状況
- 4 監査の方法 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係者の説明聴取にて実施
- 5 監査の結果 別紙のとおり

平成29年1月17日

桂川町監査委員 武井秀樹

桂川町監査委員 杉村明彦

定期監査 健康福祉課
(平成 29 年 1 月 12 日(木)～1 月 17 日(火))

《指導事項及び意見》

○使用料の未納について

桂川町いきいきセンター「桂寿苑」使用料について、平成 26 年度 1 件 2,160 円、平成 27 年度 1 件 1,350 円の未納を確認しました。

これらの 2 件については、平成 29 年 1 月 12 日付で納付が完了されています。しかしながら、2 年間にわたって使用料の未納が放置されていたということは、公金の取り扱いという観点からも極めて不適切と言わざるを得ません。併せて、所管課の業務管理の在り方についても、根本的な課題が潜在しているように思われます。個別の業務について、起案や報告などの決済手続きを徹底するなど、問題点について掘り下げた検証を行い、事務改善を進めてください。

○支出負担行為の未決済伝票について

平成 26 年度の支出負担行為のうち、2 件について所管課・財政課・会計管理者のいずれの決済も受けないまま、保管されていた伝票がありました。

そもそも支出負担行為は、地方自治法第 232 条の 3 に「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、公金の取り扱いという特別な経理に鑑みた事前決済システムとも言えるものです。

今後は、このようなことが起こらないように、電子決済の在り方等についても十分に配慮してください。

○機能していない児童遊園について

土居 1 区（土居 1 3 6 番地の 1 3）の児童遊園は、全く公園としての機能を果たせない現状となっています。

現状に即した事務手続きが必要ではないかと思われまます。